

令和 8 年分の年末調整は「年収の壁」の見直しに要注意！

今年も年末調整の時期が近づいてきました。

令和 8 年分の年末調整は、令和 8 年度税制改正で基礎控除・給与所得控除・扶養の判定が再び見直されたため、例年とは異なる点が多くなっています。

今回は、年末調整の前に押さえておきたいポイントをご紹介します。

1. 所得税の「年収の壁」が 178 万円に

今回の改正の一番のポイントは、所得税がかからない年収のライン（いわゆる「年収の壁」）が 178 万円まで引き上げられたことです。

昨年に続いての引き上げで、基礎控除の最低保障額が 95 万円から 104 万円に、給与所得控除の最低保障額が 65 万円から 74 万円に、それぞれ引き上げられました（104 万円 + 74 万円 = 178 万円）。

ここで注意したいのが、この改正は令和 8 年 12 月 1 日から施行されるという点です。そのため、令和 8 年分は年末調整で対応することになっています。

1 月～11 月の給与では、本来より多く所得税が差し引かれている可能性が高く、その差額は年末調整で還付されることになります。

ただし、基礎控除の引き上げは所得税だけのもので、住民税の基礎控除（43 万円）は変わっていません。

一方、給与所得控除の最低保障額 74 万円は住民税にも適用されます（令和 9 年度・令和 10 年度の住民税）。

そのため、住民税がかからないラインは、これまでの「年収 110 万円以下」から「年収 119 万円以下」に引き上げられます。

なお、自治体によっては 119 万円以下でも住民税の均等割がかかる場合があります。



2. 基礎控除と給与所得控除が引き上げ

◆基礎控除

物価上昇への対策として、合計所得金額 2,350 万円以下の方の基礎控除が、所得に応じて引き上げられました。
特に引き上げ幅が大きいのは、合計所得金額 489 万円以下（給与年収 665 万円相当以下）の方です。

合計所得金額	改正前	令和 8 年分・9 年分
132 万円以下	95 万円	104 万円
132 万円超～336 万円以下	88 万円	104 万円
336 万円超～489 万円以下	68 万円	104 万円
489 万円超～655 万円以下	63 万円	67 万円
655 万円超～2,350 万円以下	58 万円	62 万円
2,350 万円超	改正前と同じ（48 万円～0 円）	

◆給与所得控除

給与年収 220 万円以下の方について、給与所得控除額が引き上げられ、最低保障額が 74 万円になりました。

給与等の収入金額	改正前	令和 8 年分・9 年分
190 万円以下	65 万円	74 万円
190 万円超～220 万円以下	収入金額×30%+8 万円	74 万円
220 万円超	改正前と同じ	

3. 配偶者・扶養親族の「年収の壁」も引き上げ

基礎控除と給与所得控除の見直しにあわせて、配偶者控除・扶養控除・ひとり親控除などを受けるための所得要件も引き上げられました。ご家族の収入が給与だけの場合の目安は、次のとおりです。

控除の種類	適用要件	給与収入の目安
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 62 万円以下	136 万円以下
扶養控除	扶養親族の合計所得金額 62 万円以下	136 万円以下
特定親族特別控除	19 歳以上 23 歳未満の扶養親族の合計所得金額 62 万円超～123 万円以下	136 万円超～197 万円以下
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等 62 万円以下	136 万円以下

従業員の皆さんには、ご家族の合計所得金額の見積額を必ず確認してもらいましょう。

◆掛け持ちで働いている従業員がいる場合

年末調整を受けられるのは、扶養控除等申告書を提出している「主たる給与」（甲欄）の勤務先だけです。

それ以外の勤務先（乙欄）では年末調整は受けられません。

また、主たる勤務先で年末調整を受けても、他の収入があるため、本人の確定申告が必要になる場合があります。



御社が「主たる給与」の勤務先になっている場合は、基礎控除申告書に他の勤務先の所得も含めた見積額を書いてもらってください。

4. 生命保険料控除の改正

令和8年分の年末調整では、23歳未満の扶養親族がいる方について、新契約の「一般生命保険料控除」の上限が、通常の4万円から**最高6万円**に引き上げられました。

ただし、生命保険料控除全体（一般生命保険料＋介護医療保険料＋個人年金保険料）の上限12万円は変わりません。そのため、人によっては最終的な控除額が増えないケースもあります。

なお、共働き夫婦のように同じ世帯で所得のある方が2人以上いる場合、23歳未満の扶養親族である子が1人でもいれば、**夫婦それぞれ**がこの特例を受けることができます。

年末調整に向けて

今年は改正点が多く、従業員の皆さんへの確認事項も増えています。ご不明な点がございましたら、担当者へお気軽にご相談ください。



No146 令和8年10月6日発行 【担当】熊本オフィス：山根 和彦



税理士法人 昂

【熊本オフィス】

〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL 096-342-6307 FAX 096-342-6308

【筑紫野オフィス】

〒818-0023 福岡県筑紫野市大字若江509-2階
TEL 092-555-9205 FAX 092-555-9206